

☆☆☆任意の予防接種の費用を助成します☆☆☆

定期の予防接種は法定の年齢の範囲であれば無料で受けることができます。
それ以外にも、三春町では任意の予防接種の費用について助成しています。



1 対象者と助成金額

種別（ワクチン）		助成対象者（三春町に住所を有する下記の者）		助成金額
ロタウイルス	1価	1回目	生後6週から20週0日までの者	1回あたり上限6,000円
		2回目	1回目の接種の日から4週経過した生後24週0日までの者	
	5価	1回目	生後6週から24週0日までの者	1回あたり上限4,000円
		2回目	1回目の接種の日から4週経過した生後28週0日までの者	
		3回目	2回目の接種の日から4週経過した生後32週0日までの者	
	おたふくかぜ		満1歳以上小学校就学前の児童で、おたふくかぜに罹患していない者	
子どものインフルエンザ		2回	満1歳以上13歳未満	1回目上限3,100円
		1回	満13歳以上中学生3年生まで	2回目上限2,000円

2 接種期間

種別（ワクチン）	接種対象となる期間
ロタウイルス	<u>平成30年4月1日以降の接種から対象となります</u>
おたふくかぜ	
子どものインフルエンザ	毎年10月1日以降 ※詳細は広報みはる10月号でお知らせします

3 助成方法

- (1) 三春町・小野町・田村市の医療機関で接種を受けた場合は、接種費用から町助成額を差し引いた額を医療機関に支払いをします。
- (2) 上記以外の医療機関で接種を受けた場合は、一旦全額自己負担した後、費用を支払ったことがわかる領収書、母子健康手帳、振込先の口座がわかるもの、印鑑を持参のうえ助成金申請書を、三春町保健福祉課（三春町保健センター内）に提出してください。

4 接種について

- (1) 任意接種の予防接種を行う際は、接種医師とよく相談のうえ、行ってください。
- (2) 任意接種を受けて、入院を必要とする程度の疾病や、日常生活が著しく制限されるほどの障害などの健康被害が生じたときは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による「医薬品副作用被害救済制度」「生物由来製品感染等被害救済制度」に基づく救済の対象となります。